

第5章 教育・保育の充実

1. 教育・保育のニーズ量の見込みと提供量及び実施時期

本計画期間内における各年度のニーズ量の見込みと提供量について、以下のとおり設定します。

- 1号認定(3歳以上の子どもで認定こども園の幼稚園部分での教育を希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	86人	79人	75人	70人	69人
②提供量計	113人	103人	98人	91人	90人
特定教育・保育施設	113人	103人	98人	91人	90人
過不足(②-①)	27人	24人	23人	21人	21人

*特定教育・保育施設とは、認定こども園、保育園のことをいいます。

- 2号認定(3歳以上の子どもで認定こども園の保育園部分、保育園等での保育を希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	1,053人	971人	920人	862人	845人
②提供量計	1,264人	1,166人	1,106人	1,036人	1,017人
特定教育・保育施設	753人	694人	657人	615人	602人
認可外保育施設	31人	31人	31人	31人	31人
幼稚園+預かり保育	480人	441人	418人	390人	384人
過不足(②-①)	211人	195人	186人	174人	172人

*認可外保育施設とは、児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設のことをいいます。

- 3号認定(0歳の子どもで認定こども園、保育園、特定地域型保育事業等での保育を希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み ()内は保育利用率の見込み	209人 (76.0%)	199人 (76.0%)	194人 (76.1%)	188人 (76.1%)	182人 (76.2%)
②提供量計	275人	262人	255人	247人	239人
特定教育・保育施設	251人	238人	231人	223人	215人
特定地域型保育事業	9人	9人	9人	9人	9人
認可外保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
過不足(②-①)	66人	63人	61人	59人	57人

○ 3号認定(1・2歳の子どもで認定こども園、保育園、特定地域型保育事業等での保育を希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み ()内は保育利用率の見込み	450人 (67.7%)	448人 (67.6%)	430人 (67.5%)	414人 (67.4%)	401人 (67.4%)
②提供量 計	665人	663人	637人	614人	595人
特定教育・保育施設	622人	620人	594人	571人	552人
特定地域型保育事業	22人	22人	22人	22人	22人
認可外保育施設	21人	21人	21人	21人	21人
過不足(②-①)	215人	215人	207人	200人	194人

2. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

① 質の高い幼児教育・保育の提供

子ども・子育て支援法第2条では、「支援の内容と水準は、すべての子どもが健やかに成長するために、良質で適切なものでなければならない」と定められています。この法律は、教育・保育や地域の子育て支援の拡充だけでなく、保育の質の向上も目指しています。

保育園や認定こども園と小学校などとの連携を強化し、保育者の研修を充実させ、専門性を高めることが重要です。これにより、幼児教育・保育の質をさらに向上させる必要があるため、資質向上への支援を行います。

乳児等通園支援事業を利用している子どもが、利用終了後、教育・保育の利用へ円滑に移行できるよう、情報提供等の支援を行います。

② 幼児教育や保育を担う人材の確保

質の高い幼児教育や保育を提供するためには、子ども一人ひとりに十分な配慮をするための適切な職員配置が必要ですが、全国的にも保育現場では依然として人材不足が深刻な問題となっています。

市内の教育・保育施設では、保育者の就職を促進し、就業を継続させるために、養成校や高校を訪問して情報を収集し、就職応援事業を通じて様々な支援を行います。

③ 特別な配慮を必要とする子どもに対する支援

すべての子どもが健やかに成長し、最善の利益が保障されることの重要性を踏まえ、障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもが、それぞれの状況に応じた適切な教育・保育サービスを受けられるよう、専門的な対応が可能な体制の強化に努めます。

こうした観点から、令和11年4月に移転・開園を予定している「日田市立高瀬こども園」においては、市内の多様化する子育てニーズに対応できるよう、園に所属する保育士等の支援スキルの向上に取り組みます。

また、教育・保育施設を利用する際には、保護者と施設の相互理解が重要であるため、保護者や施設、関係機関と連携し、子どもたちが円滑に受け入れられるよう支援します。

3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第30条の11の規定により、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、一時

預かり事業等を利用する子どもの保護者からの申請に基づき、子どものための施設等利用給付の認定をもとに、一月当たりの上限額の範囲内で利用料を無償化しています。

本市では、引き続き、教育・保育施設や事業実施施設と、密接に連携を図りながら、施設の利用定員等に関しての十分な共通認識を図っていくとともに、市民に対して必要な情報発信を行いながら、給付を受けるまでの手続を勧奨していくなど、給付対象となる保護者に対して、公正かつ適切な支援につながる取組を進めます。